

介護予防・日常生活支援総合事業について (事業者説明会資料)



下関市福祉部長寿支援課

平成28年10月6・7日

※ この資料は、「新しい総合事業」の概要や、当該事業に関する本市の現時点の考え方などを示したものになります。状況の変化により、変更することがあります。

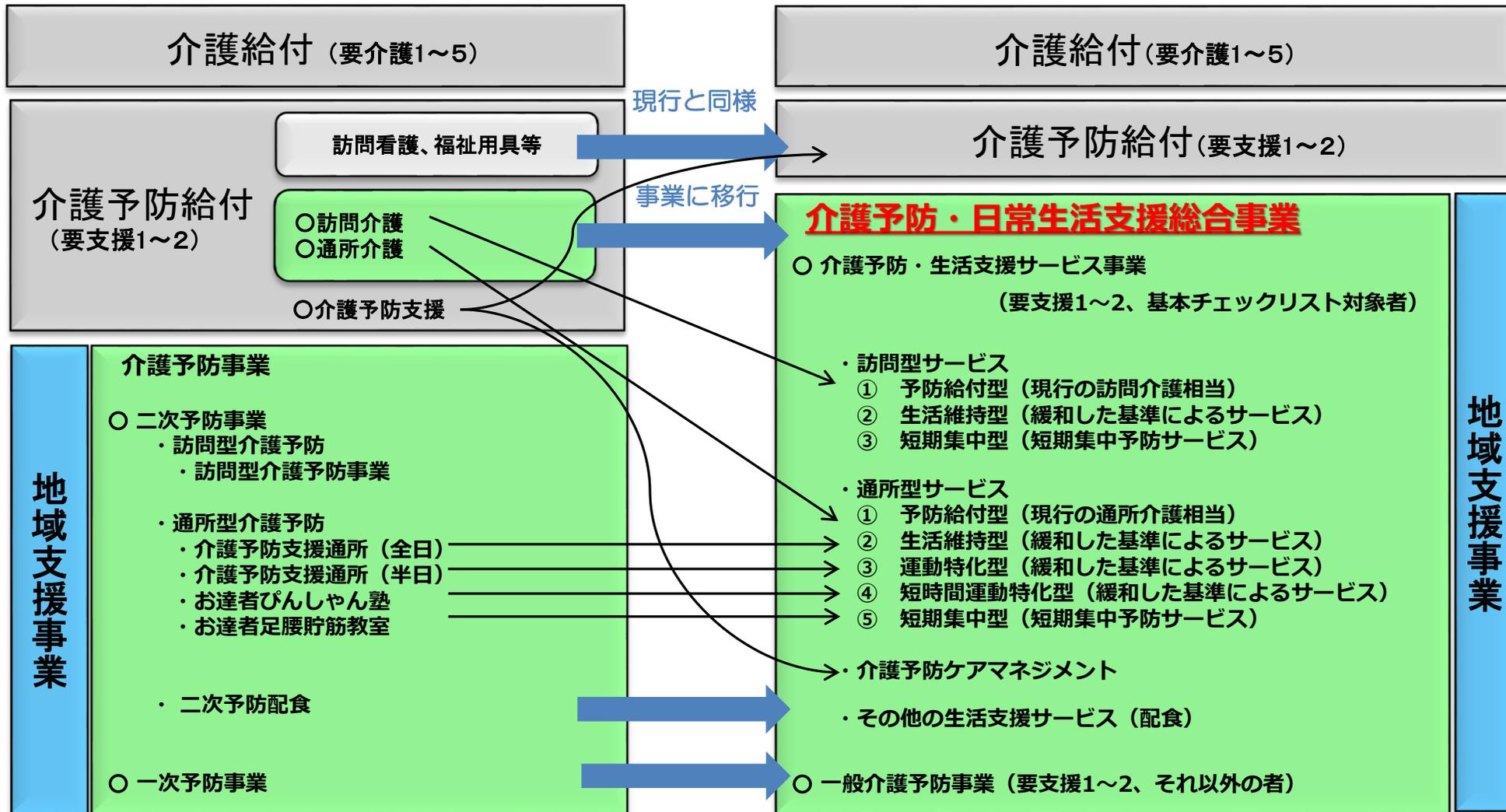
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の概要

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

<現行>

介護保険制度

<見直し後>



地域支援事業

地域支援事業

平成29年4月から実施を予定している総合事業のサービス

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

(1) 訪問型サービス

サービス種別	事業内容	実施方法
① 予防給付型 (現行相当)	訪問介護員等による身体介護、生活援助	事業者指定
② 生活維持型 (緩和した基準 A)	訪問介護員等ほかの従事者による生活援助	事業者指定
③ 短期集中型 (短期集中 C)	通所型サービスの短期集中型の利用者に対する日常生活のアセスメントを主とした訪問	委託

(2) 通所型サービス

サービス種別	事業内容	実施方法
① 予防給付型 (現行相当)	デイサービスセンターで、日常生活上の支援や生活行為向上のための共通的服务及び目標に合わせた選択的サービス ※選択的サービス: 運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上	事業者指定
② 生活維持型 (緩和した基準 A) 全日タイプ: 5時間以上	デイサービスセンター等で、日常生活上の支援や生活行為向上のための共通的服务及び目標に合わせた選択的サービス ※選択的サービス: 運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上	事業者指定
③ 運動特化型 (緩和した基準 A) 半日タイプ: 3時間以上	デイサービスセンター等で、介護予防を目的とした運動器機能向上のサービス ※選択的サービス: 送迎、入浴	事業者指定
④ 短時間運動特化型 (緩和した基準 A) 短時間タイプ: 1.5時間程度	デイサービスセンター等で、介護予防を目的とした運動器機能向上のサービス ※選択的サービス: 送迎	事業者指定
⑤ 短期集中型 (短期集中 C)	特に運動器機能向上を目的とした、保健・医療の専門職等による短期集中型のリハビリテーション	事業者指定

総合事業への移行について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

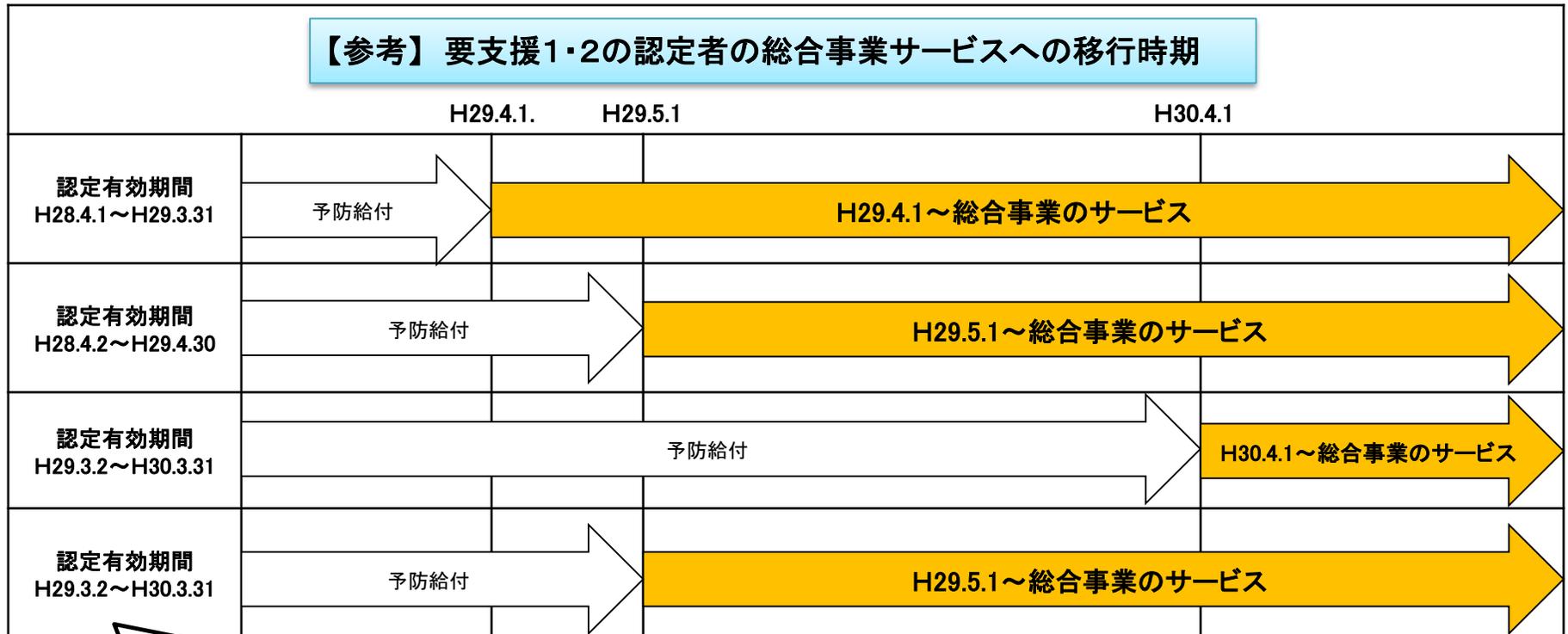
下関市の総合事業の開始時期は平成29年4月1日

○次のように段階的に移行する。

- (1) 要支援1・2の認定者 → 認定の有効期間の更新時から
- (2) 総合事業の対象者(事業対象者) → 事業対象者として確認された時点から(サービス提供初日は平成29年4月1日以降)

※ 要支援1・2の認定者は、認定の有効期間内でも、総合事業のサービス(予防給付型を除く)を希望し、ケアプランを変更することにより移行可能

【参考】 要支援1・2の認定者の総合事業サービスへの移行時期



H29.5.1から総合事業(予防給付型を除く)を希望した場合

サービスの利用の流れ

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市 長寿支援課

制度の周知

- 総合事業の目的、内容、サービスメニュー、手続方法等についてパンフレットや市報等で十分に周知

① 相談

- 市又は地域包括支援センターで高齢者やその家族等の相談を受け、相談の目的や希望するサービスに応じて、総合事業の内容、手続きや次の留意点を説明

- ①総合事業のサービスのみを利用する場合は、基本チェックリストで事業対象者であることを確認し、迅速なサービス利用が可能であること。
- ②事業対象者となった後も要介護認定等の申請が可能であること。

※予防給付(介護予防訪問看護や介護予防福祉用具貸与等)を希望する方や第2号被保険者は、要介護認定等申請へ



② 基本チェックリストの活用・実施

- 相談をした高齢者に対して、基本チェックリストを実施し、事業対象者(利用者)であることを確認



③ 介護予防ケアマネジメントの実施

- 利用者に対して、介護予防・生活支援を目的に、その心身の状況等に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。
- 原則、利用者の住所がある地域を担当する地域包括支援センターが実施(居宅介護支援事業所への委託も可能)



サービスの利用開始

訪問型サービスについて(事業者指定)

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

「身体介護」及び「生活援助」の意義については、平成12年3月1日老企第36号 第2の2(1)による。(訪問介護と同じ)

サービス種別	①予防給付型	②生活維持型
事業内容	訪問介護員等による身体介護、生活援助	訪問介護員等ほかの従事者による生活援助
想定する対象者	<p>身体的機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な方 (ADLとIADLが共に低下している方)</p> <p>(対象者の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に介護予防訪問介護を利用しており、同等のサービスを継続して利用する必要がある方 ・介護予防ケアマネジメントで、訪問介護員等による専門的なサービスが必要な次のような方 <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う方 ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な方 ・心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある方 	<p>専門職による支援等の必要性が低く、自立支援に資するサービスが必要な方 (ADLは自立しているが、IADLが低下している方)</p> <p>(対象者の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が1人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な方
提供時間	介護予防ケアマネジメントで位置付けられた提供時間 (従来どおり)	介護予防ケアマネジメントで位置付けられた提供時間
頻度	介護予防ケアマネジメントで位置付けられた提供回数(週1回程度、週2回程度等)	介護予防ケアマネジメントで位置付けられた提供回数(週1回程度、週2回程度)

訪問型サービスの人員基準

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

①予防給付型の人員基準は、介護予防訪問介護の基準と同様

サービス種別	①予防給付型	②生活維持型
実施方法	事業者指定	事業者指定
人員基準	<p>・管理者（常勤・専従） 1人以上 【資格要件】なし ※支障がない場合、事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>・訪問介護員等（一部非常勤可） 常勤換算2.5以上 【資格要件】 介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者 介護職員基礎研修課程修了者 訪問介護員養成研修1.2級課程修了者 看護師・准看護師及び保健師</p> <p>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※利用者40人超の場合、常勤換算とすることも可能 ※一定の要件を満たす場合、利用者50人に1人以上とすることも可能 【資格要件】 介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者（3年以上介護等の業務に従事した者） 介護職員基礎研修課程修了者 訪問介護員養成研修1級課程修了者 訪問介護員養成研修2級課程修了者（3年以上介護等の業務に従事した者） 看護師・准看護師及び保健師</p>	<p>・管理者（専従） 1人以上 【資格要件】なし ※支障がない場合、事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>・従事者 必要数 【資格要件】 介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者 介護職員基礎研修課程修了者 訪問介護員養成研修1.2級課程修了者 看護師・准看護師及び保健師 県が実施する研修受講者 旧訪問介護員養成研修3級課程修了者</p> <p>・訪問事業責任者 従事者のうち、利用者40人に1人以上 ※利用者40人超の場合、常勤換算とすることも可能 ※一定の要件を満たす場合、利用者50人に1人以上とすることも可能 【資格要件】 介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者 介護職員基礎研修課程修了者 訪問介護員養成研修1級課程修了者 訪問介護員養成研修2級課程修了者 看護師・准看護師及び保健師</p>

訪問介護と訪問型サービスを一体的に実施する場合の兼務について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市 長寿支援課

(1) 訪問介護と①予防給付型を一体的に実施する場合

- ・管理者、訪問介護員等、サービス提供責任者のいずれも兼務可
- ・従事者の専従義務について緩和されているため、①予防給付型の人員の基準を満たすことをもって、給付の基準を満たす。

(2) 訪問介護と②生活維持型を一体的に実施する場合

- ・兼務の可否はそれぞれ次の表のとおり
- ・訪問介護又は①予防給付型の管理者(A)がサービス提供責任者(C)を兼務している者は、②生活維持型の管理者(D)、従事者(E)、訪問事業責任者(F)のいずれも兼務不可
- ・②生活維持型に従事した時間は、訪問介護又は①予防給付型に従事した時間に含められない。

		訪問介護又は①予防給付型		
		A 管理者 (常勤専従)	B 訪問介護員等 (一部非常勤可)	C サービス提供責任者 (一部非常勤可)
② 生活維持型	D 管理者 (専従) ※常勤・非常勤を問わない	○ ・AとDを兼務した場合、他の兼務は×	△ ・Bの資格要件を満たすこと ・Bとして従事した時間以外でDとして従事可能	×
	E 従事者 (一部非常勤可)	×	△ ・Bとして従事した時間以外でEとして従事可能	△ ・Cの資格要件を満たすこと ・Cとして従事した時間以外でEとして従事可能 ・非常勤のCのみEとして従事可能
	F 訪問事業責任者 (一部非常勤可)	×	△ ・Bの資格要件をみたすこと ・Bとして従事した時間以外でFとして従事可能	△ ・Cの資格要件を満たすこと

訪問介護と訪問型サービスを一体的に実施する場合の人員基準



事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

サービス種別	訪問介護と①予防給付型	訪問介護と②生活維持型
人員基準	<p>・管理者 (常勤・専従) 1人以上 ※支障がない場合、事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>・訪問介護員等 (一部非常勤可) 常勤換算2.5以上</p> <p>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※利用者40人超の場合、常勤換算とすることも可能 ※一定の要件を満たす場合、利用者50人に1人以上とすることも可能</p>	<p>・管理者 (常勤・専従) 1人以上 ※支障がない場合、事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>・訪問介護員等 (一部非常勤可) 常勤換算2.5超 ※「常勤換算2.5」を超えた部分で②生活維持型に従事可能</p> <p>・サービス提供責任者 訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※利用者40人超の場合、常勤換算とすることも可能 ※一定の要件を満たす場合、利用者50人に1人以上とすることも可能</p> <p>※ 訪問介護にサービス提供責任者として従事した時間以外で、②生活維持型に訪問事業責任者として従事する。</p>
留意点	<p>・ 要介護者の処遇に影響がないこと(介護給付の基準を遵守)を前提として、一体的に実施することが可能</p>	

訪問介護と訪問型サービスを一体的に実施する場合の人員基準活用例①

参考

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

訪問介護員等の配置例①（訪問介護員等とは別に従事者を配置する場合）



訪問介護員等
常勤換算 2.5以上



訪問介護 又は ①予防給付型



従事者
1人以上必要数



②生活維持型

訪問介護員等の配置例②（訪問介護員等が従事者を兼務する場合）



訪問介護員等
常勤換算 2.5超

常勤換算2.5



訪問介護 又は ①予防給付型

常勤換算2.5を超えた部分

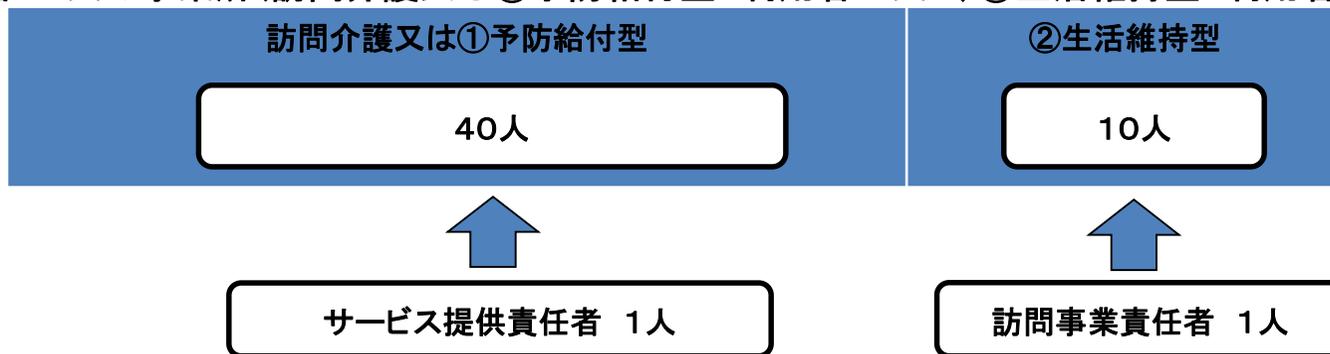


②生活維持型

②生活維持型の従事者としての勤務時間は、訪問介護員等としての勤務時間として算定することはできない。

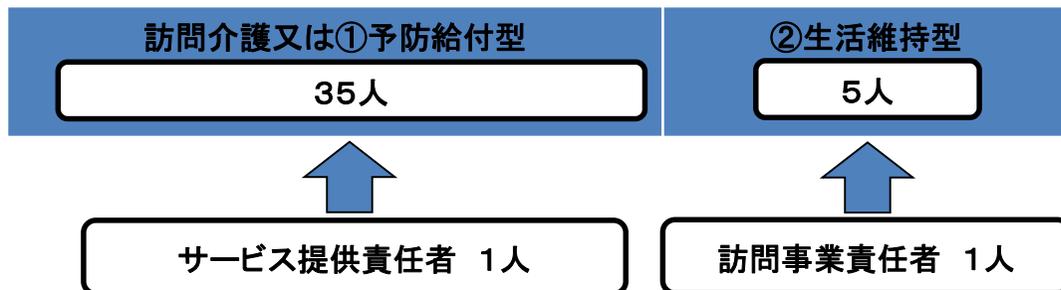
「責任者」の配置例①

利用者50人の事業所(訪問介護又は①予防給付型 利用者40人、②生活維持型 利用者10人)



「責任者」の配置例②

利用者40人の事業所(訪問介護又は①予防給付型 利用者35人、②生活維持型 利用者5人)



訪問型サービスの設備・運営基準について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

①予防給付型の設備・運営基準は、介護予防訪問介護の基準と同様

サービス種別	①予防給付型	②生活維持型
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 等 (現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意(生活援助に限ること、提供時間等) ・提供拒否の禁止 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事する者又は従事していた者の秘密保持 ・事故発生時の対応 等

通所型サービスについて

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市 長寿支援課

サービス種別	①予防給付型	②生活維持型 ③運動特化型 ④短時間運動特化型	⑤短期集中型
事業内容	デイサービスセンターで、日常生活上の支援や生活行為向上のための共通サービス及び目標に合わせた選択的サービス ※選択的サービス:運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上	デイサービスセンター等で、日常生活上の支援や生活行為向上のための共通サービス及び目標に合わせたサービス ※選択的サービス:運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上等	特に運動器機能向上を目的とした、保健・医療の専門職等による短期集中型(3～6月間)のリハビリテーション
想定する対象者	<p>身体的機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な方 (ADLとIADLが共に低下している方)</p> <p>(対象者の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に介護予防通所介護を利用しており、同等のサービスを継続して利用する必要がある方 緩和した基準によるサービスの利用が難しい次のような方 <ul style="list-style-type: none"> 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う方 心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある方 通所により専門職の指導を受けながら集中的に生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる方 	<p>専門職による支援等の必要性が低く、自立支援に資するサービスが必要な方 (ADLは自立しているが、IADLが低下している方)</p> <p>(対象者の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動器機能の向上により自立した生活の維持が見込まれる方 	<p>体力の改善に向けた支援が必要な方 (ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な方)</p> <p>(対象者の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職の指導を受けながら集中的に生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで改善が見込まれる方のうち、認知機能の低下が見られない方で、主治医からサービス利用が適切と判断されている方 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な方
提供時間	介護予防ケアマネジメントで位置付けられた提供時間(従来どおり)	②生活維持型 5時間以上 ③運動特化型 3時間以上 ④短時間運動特化型 1.5時間程度	1.5時間程度
頻度	介護予防ケアマネジメントで位置付けられた頻度(参考:週1～2回)	週1回	週1回(6月間) 週2回(3月間)

通所型サービスの人員基準について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

①予防給付型の人員基準は、介護予防通所介護の基準と同様

サービス種別	①予防給付型	②生活維持型 ③運動特化型 ④短時間運動特化型	⑤短期集中型																											
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定																											
人員基準	<p>・管理者（常勤・専従） 1人以上 ※ 支障がない場合、事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所職務に従事可能</p> <p>・生活相談員（一部非常勤可）専従1人以上 ・看護職員 専従1人以上 ・介護職員（一部非常勤可）次の表のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th colspan="2">必要人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～15人</td> <td>専従</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>16人～</td> <td>専従</td> <td>$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>・機能訓練指導員 1人以上</p>	利用者	必要人員数		～15人	専従	1人以上	16人～	専従	$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$ 人以上	<p>・管理者（専従） 1人以上 ※ 支障がない場合、事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所の職務に従事可能</p> <p>・従事者 次の表のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th colspan="2">必要人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～15人</td> <td>専従</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>16人～</td> <td>専従</td> <td>$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>・機能訓練指導員又は健康運動指導士 現に従事している従事者のうち1人以上</p>	利用者	必要人員数		～15人	専従	1人以上	16人～	専従	$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$ 人以上	<p>・管理者（専従） 1人以上 ※ 支障がない場合、事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所の職務に従事可能</p> <p>・従事者 次の表のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th colspan="2">必要人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～5人</td> <td>専従</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>6人～</td> <td>専従</td> <td>$\frac{\text{利用者の数}-5}{5} + 1$人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>・理学療法士、柔道整復師、健康運動指導士 現に従事している従事者のうち1人以上</p>	利用者	必要人員数		～5人	専従	1人以上	6人～	専従	$\frac{\text{利用者の数}-5}{5} + 1$ 人以上
利用者	必要人員数																													
～15人	専従	1人以上																												
16人～	専従	$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$ 人以上																												
利用者	必要人員数																													
～15人	専従	1人以上																												
16人～	専従	$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$ 人以上																												
利用者	必要人員数																													
～5人	専従	1人以上																												
6人～	専従	$\frac{\text{利用者の数}-5}{5} + 1$ 人以上																												

通所介護と通所型サービスを一体的に実施する場合の人員基準



事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

※通所介護に地域密着型通所介護を含む。以下同じ

サービス種別	通所介護と①予防給付型	通所介護と②生活維持型 通所介護と③運動特化型 通所介護と④短時間運動特化型																		
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 (常勤・専従) 1人以上 ※ 支障がない場合、事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所の職務に従事可能 ・生活相談員 (一部非常勤可・専従) 1人以上 ・看護職員 (専従) 1人以上 ・介護職員 (一部非常勤可) 次の表のとおり <table border="1" data-bbox="223 668 795 786"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th colspan="2">必要人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～15人</td> <td>専従</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>16人～</td> <td>専従</td> <td>$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 利用定員10人以下の場合特例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 1人以上 	利用者	必要人員数		～15人	専従	1人以上	16人～	専従	$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$ 人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 (常勤・専従) 1人以上 ※ 支障がない場合、事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所の職務に従事可能 ・生活相談員 (一部非常勤可・専従) 1人以上 ・看護職員 (専従) 1人以上 ・介護職員 (一部非常勤可) 通所介護の基準を満たし、②③④に次の表のとおり <table border="1" data-bbox="1106 668 1711 786"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th colspan="2">必要人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～15人</td> <td>専従</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>16人～</td> <td>専従</td> <td>$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 利用定員10人以下の場合特例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 通所介護及び①予防給付型に介護職員として従事し、②③④に従事者として従事する。 ※ 介護職員は、通所介護の基準の範囲内で、従事者を兼務可能。この場合、②③④の利用者1人を通所介護又は①予防給付型の利用者1人とみなして利用者数を計算する。 <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 1人以上 	利用者	必要人員数		～15人	専従	1人以上	16人～	専従	$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$ 人以上
利用者	必要人員数																			
～15人	専従	1人以上																		
16人～	専従	$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$ 人以上																		
利用者	必要人員数																			
～15人	専従	1人以上																		
16人～	専従	$\frac{\text{利用者の数}-15}{5} + 1$ 人以上																		
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員は、通所介護及び①予防給付型の合算で定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員は、通所介護及び①予防給付型と②③④は別に定める。 ・ 通所介護の加配職員として、常勤換算数を算出する際の勤務時間数に、②③④に従事した時間を含めることはできない。 ・ プログラム等を分けるなど、要介護者の処遇に影響がないこと(介護給付の基準を遵守)を前提として、一体的に実施することが可能 																		

※ ⑤短期集中型については、トレーニングマシンや専門職員の配置が必要となるため、一体的に行うことを想定していません。

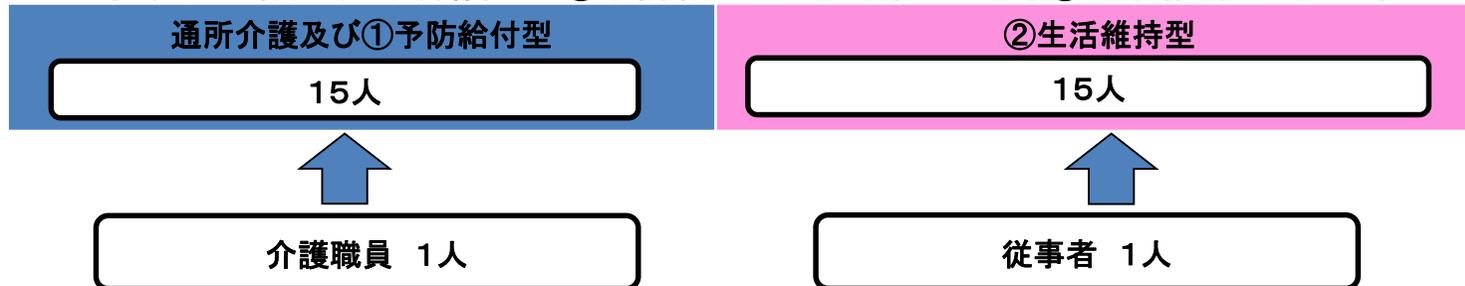
介護職員(従事者)の配置例①

定員15人の事業所の場合(通所介護及び①予防給付型 利用者10人、②生活維持型 利用者5人 の場合)



介護職員(従事者)の配置例②

定員30人の事業所の場合(通所介護及び①予防給付型 利用者15人、②生活維持型 利用者15人 の場合)



※30人全員が通所介護及び①予防給付型の利用者であれば、介護職員が4人必要

通所型サービスの設備・運営基準について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

①予防給付型の設備・運営基準は、介護予防通所介護の基準と同様

サービス種別	①予防給付型	②生活維持型 ③運動特化型 ④短時間運動特化型	⑤短期集中型
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員) ・静養室兼相談室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員) ・静養室兼相談室 ・高齢者でも安全に利用できるように設計されたトレーニングマシン ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事する者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 (提供時間、送迎の可否、入浴の可否等) ・提供拒否の禁止 ・従事する者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事する者又は従事していた者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 (提供時間、送迎の可否、入浴の可否等) ・提供拒否の禁止 ・従事する者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事する者又は従事していた者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等

訪問型サービスの報酬について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

①予防給付型は、「実績に応じた報酬設定」(利用者負担の均衡)の観点から、1回当たりの回数単価報酬とする。
(上限あり)

サービス種別	【参考】介護予防訪問介護	①予防給付型	②生活維持型
報酬単価	<p>○月額包括報酬 ○サービスコード 61</p> <p><u>要支援1・要支援2</u></p> <p>週1回程度 1,168単位/月</p> <p>週2回程度 2,335単位/月</p> <p>週2回超 3,704単位/月</p> <p>※週2回超は、要支援2の認定者のみ</p>	<p>○1回当たりの回数単価報酬(上限あり) ○サービスコード A1(みなし指定) A2(みなし指定以外)</p> <p><u>事業対象者・要支援1・要支援2</u></p> <p>週1回程度 266単位/回 月4回超の場合 1,168単位/月(上限)</p> <p>週2回程度 270単位/回 月8回超の場合 2,335単位/月(上限)</p> <p>週2回超 285単位/回 月12回超の場合 3,704単位/月(上限)</p> <p>※週2回超は、要支援2の認定者のみ</p>	<p>○1回当たりの回数単価報酬 ○サービスコード A3</p> <p><u>事業対象者・要支援1・要支援2</u></p> <p>週1回程度 200単位/回 (月5回まで)</p> <p>週2回程度 200単位/回 (月9回まで)</p>
報酬算定の例	<ul style="list-style-type: none"> ●週1回程度の利用者が、1月4回利用した。 ⇒ 1,168単位 ●週1回程度の利用者が、1月5回利用した。 ⇒ 1,168単位 ●週2回程度の利用者が、1月8回利用した。 ⇒ 2,335単位 ●週2回程度の利用者が、1月9回利用した。 ⇒ 2,335単位 	<ul style="list-style-type: none"> ●週1回程度の利用者が、1月4回利用した。 ⇒ 266単位×4回 = 1,064単位 ●週1回程度の利用者が、1月5回利用した。 ⇒ 1,168単位 ●週2回程度の利用者が、1月8回利用した。 ⇒ 270単位×8回 = 2,160単位 ●週2回程度の利用者が、1月9回利用した。 ⇒ 2,335単位 	<ul style="list-style-type: none"> ●回数に応じて算定。包括点数なし。

訪問型サービスの加算・減算について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市 長寿支援課

①予防給付型の加算・減算は、介護予防訪問介護と同様

加算・減算の項目	①予防給付型	②生活維持型
介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合の減算	所定単位数の 70%	—
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合の減算	所定単位数の 90%	200単位×90% (180 単位)
【事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合】で【介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合】の減算	(所定単位数の 90%)×70%	—
特別地域訪問介護加算	所定単位数の 15%	200単位×15% (30 単位)
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%	200単位×10% (20 単位)
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	200単位×5% (10 単位)
初回加算	200 単位/月	200単位/月
生活機能向上連携加算	100 単位/月	—
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 86/1000	—
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 48/1000	—
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅱ)で算定した単位数の 90%	—
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅱ)で算定した単位数の 80%	—

通所型サービスの報酬について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

- ①予防給付型は、「実績に応じた報酬設定」(利用者負担の均衡)の観点から、1回当たりの回数単価報酬とする。
(上限あり)

サービス種別	【参考】介護予防通所介護	①予防給付型
報酬単価	<p>○月額包括報酬 ○サービスコード 65</p> <p>要支援1 1,647単位/月</p> <p>要支援2 3,377単位/月</p>	<p>○1回当たりの回数単価報酬(上限あり) ○サービスコード A5(みなし指定) A6(みなし指定以外)</p> <p>要支援1・事業対象者 378単位/回 月4回超の場合 1,647単位/月(上限)</p> <p>要支援2・事業対象者 389単位/回 月8回超の場合 3,377単位/月(上限)</p>
報酬算定の例	<p>●要支援1の利用者が、1月4回利用した。 ⇒ 1,647単位</p> <p>●要支援1の利用者が、1月5回利用した。 ⇒ 1,647単位</p> <p>●要支援2の利用者が、1月8回利用した。 ⇒ 3,377単位</p> <p>●要支援2の利用者が、1月9回利用した。 ⇒ 3,377単位</p>	<p>●要支援1の利用者が、1月4回利用した。 ⇒ 378単位×4回 = 1,512単位</p> <p>●要支援1の利用者が、1月5回利用した。 ⇒ 1,647単位</p> <p>●要支援2の利用者が、1月8回利用した。 ⇒ 389単位×8回 = 3,112単位</p> <p>●要支援2の利用者が、1月9回利用した。 ⇒ 389単位×9回 = 3,377単位</p>

通所型サービスの報酬について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市長寿支援課

サービス 種別	②生活維持型	③運動特化型	④短時間運動特化型	⑤短期集中型
報酬 単価	○1回当たりの回数単価報酬 ○サービスコード A7 週1回 300単位/回	○1回当たりの回数単価報酬 ○サービスコード A7 週1回 225単位/回	○1回当たりの回数単価報酬 ○サービスコード A7 週1回 200単位/回	○1回当たりの回数単価報酬 ○サービスコード A7 週1回 360単位/回

通所型サービスの加算・減算について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市 長寿支援課

①予防給付型の加算・減算は、介護予防通所介護と同様

加算・減算の項目	①予防給付型	②生活維持型	③運動特化型	④短時間運動特化型 ⑤短期集中型
利用者の数が利用定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合の減算	所定単位数の 70%	300単位×70% (210単位)	—	—
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	300単位×5% (15単位)	—	—
若年性認知症利用者受入加算	240 単位/月	—	—	—
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合の減算	事業対象者・要支援1 376単位/月 事業対象者・要支援2 752単位/月	△40単位/回	—	—
生活機能向上グループ活動加算	100 単位/月	—	—	—
運動器機能向上加算	225 単位/月	45 単位 /回	—	—
栄養改善加算	150 単位/月	30 単位 /回	—	—
口腔機能向上加算	150 単位/月	30 単位 /回	—	—
選択的複数実施加算	480～700 単位/月	—	—	—
事業所評価加算	120 単位/月	—	—	—
サービス提供体制強化加算	24～144 単位/月	—	—	—
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 40/1000	—	—	—
介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 22/1000	—	—	—
介護職員処遇改善加算(III)	(II)で算定した単位数の 90%	—	—	—
介護職員処遇改善加算(IV)	(II)で算定した単位数の 80%	—	—	—
送迎(片道)加算	—	—	20 単位/回	20 単位/回
入浴加算	—	—	20 単位/回	—

事業者指定について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市 長寿支援課

事業者指定について

○ 下関市における総合事業に係る事業者指定は、下関市が行う。

申請窓口は、長寿支援課支援係。介護給付のサービスと一体的に実施する場合は、介護保険課事業者係に総合事業の指定事業者の申請書類も併せて提出

提供するサービス		必要な事業者指定	申請窓口
介護給付	訪問(通所)介護 等	指定居宅サービス事業者等の指定	介護保険課事業者係
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	指定介護予防サービス事業者の指定	介護保険課事業者係
総合事業	①予防給付型 等	総合事業の指定事業者の指定	長寿支援課支援係

みなし指定について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	更新申請 指定	平成30年度
みなし指定事業者	介護予防訪問介護・介護予防通所介護				
			①予防給付型(訪問・通所) みなし指定		①予防給付型(訪問・通所)
		申請 指定	②生活維持型(訪問・通所) ③運動特化型 ④短時間運動特化型 ⑤短期集中型		
みなし指定事業者 でない事業者	介護予防訪問介護・介護予防通所介護				
		申請 指定	①予防給付型(訪問・通所) ②生活維持型(訪問・通所) ③運動特化型 ④短時間運動特化型 ⑤短期集中型		

事業者指定について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市 長寿支援課

有効期間について

○ 総合事業の事業者指定の有効期間は、6年とする。なお、既に指定を受けている同種のサービスと一体的に事業を実施する場合に限り、届出により有効期間を短縮することができるものとする。

(メリット) → 指定更新の回数削減できる。同時に更新することで、申請書類の作成を一部省略できる。

(デメリット) → 本来の有効期間満了前に更新手続を行う必要がある。

指定の有効期間を短縮しない場合 ⇒ サービスごとに更新手続が必要



指定の有効期間を短縮する場合 ⇒ 更新手続きが1度で完了



審査手数料について(予定)

総合事業の事業者の指定の申請に係る審査手数料は、指定介護予防サービス事業者の審査手数料と同額の予定

※ 訪問介護又は通所介護のサービスと一体的に実施するものとして同時に申請を行う場合は、総合事業に係る審査手数料を徴収しない。

利用者負担について

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市 長寿支援課

利用者負担(負担割合)

- 介護給付の利用者負担割合と同様に原則1割、一定以上の所得者は2割
※事業対象者にも負担割合証を発行します。

利用限度額

・**事業対象者、要支援1** 5,003単位 ・**要支援2** 10,473単位

※ 事業対象者が、退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるようなケース等は、一時的に要支援2の利用限度額まで利用可能とします。

高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業

- 総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の軽減のため、高額介護予防サービス費に相当する事業及び高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業を実施します。
※ 総合事業のサービスのうち、指定事業者によりサービス提供を行うものが対象

給付制限

- 重度化予防という総合事業の趣旨の観点から、総合事業のサービス利用においては、給付制限を当面実施しません。
※ 要支援者が予防給付のサービスを受ける場合は、給付制限あり

	予防給付	総合事業
要支援者	給付制限あり	給付制限なし
事業対象者	—	給付制限なし

今後のスケジュール

事業者説明会 資料
平成28年10月6・7日
下関市 長寿支援課

- | | |
|------------|--|
| 平成28年12月 頃 | 居宅介護支援事業所を対象とした介護予防ケアマネジメント等説明会
事業者指定の申請書送付 |
| 平成29年 1月 頃 | 事業者指定の申請受付開始 |
| 平成29年 2月 頃 | 事業者指定書交付開始 |
| 平成29年 4月1日 | 介護予防・日常生活支援総合事業開始 |

総合事業開始に向け、各事業所でしていただく主なこと

- 1 指定状況の確認(みなし指定かどうか)
- 2 総合事業のサービスへの参入の検討
- 3 定款・運営規程・契約書等の見直し
(「第一号訪問事業」又は「第一号通所事業」の追加。詳細は改めてお知らせします。)
- 4 総合事業の利用について利用者との契約締結
- 5 請求事務の見直し(サービスコードは改めてお知らせします。)

資料の問合せ先:長寿支援課支援係(新館2階2番窓口)

TEL: 083-231-1340 FAX: 083-231-1948